

横浜市青少年育成センター・横浜市野島青少年研修センター 公募要項等の内容に関する質問への回答

| 番号 | 資料   | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 内容  | 回答  |
|----|------|----|-----|-----|-----|---|---|
| 1  | 公募要項 | 13 | 8   | (5) | ア   | 過去2年間の労働保険料の納付証明書(労働局または労働基準監督署による納付証明書)について、神奈川県労働局が発行する労働保険料についての証明書は、労働保険料に未納がないことの証明書になりますが、応募書類としての「納入証明書」に該当するのでしょうか。 | 該当します。  |
| 2  | 公募要項 | 15 | 9   | (1) |     | 「15分のプレゼンテーションに基づき質疑を行い～」と書かれていますが、当日はパワーポイントによるプレゼンテーションは可能なのでしょうか。<br>その際、コンピュータやプロジェクターの準備は指定管理者側で行うのでしょうか？              | パワーポイント等によるプレゼンテーションは認めません。<br>プレゼンテーションは事前に提出された提案書類に基づき行っていただきます。                         |
| 3  | 公募要項 | 15 | 9   | (1) |     | プレゼンテーションの際、追加資料を選定評価委員に配布することは可能でしょうか？   | プレゼンテーションは事前に提出された提案書類に基づき行っていただき、当日の追加資料は認めません。  |
| 4  | 公募要項 | 13 | 8   | (5) | ア   | 応募書類の「ア-gにある収支計算書」は「ア-hの貸借対照表、財産目録及び損益計算書等」の書類と同じ書類と解釈し提出することよろしいでしょうか。   | 各法人形態により様式が異なる場合は、財務会計がわかる書類を提出してください。  |
| 5  | 公募要項 | 6  | 5   | (2) |     | 指定管理料算出の支出項目に維持管理運営費及び自主事業にかかる費用のみ記載があるが、自主事業以外の事業(指定事業等)にかかる支出はどこに計上したらよいのでしょうか。   | 「自主事業にかかる費用」を「事業にかかる費用」に訂正します。維持管理運営費以外の費用についてはこちらで計上してください。<br>併せて、様式14についても該当部分の記載を訂正します。 |